

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第98回 牛豚等疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第98回 牛豚等疾病小委員会

日時：令和6年7月18日（木）15：00～17：33

会場：農林水産省消費・安全局 第1会議室
(オンライン開催)

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- (1) 特定家畜伝染病防疫指針の一部改正（牛疫・牛肺疫・口蹄疫・豚熱・アフリカ豚熱）
- (2) その他

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

牛豚等疾病小委員会名簿

出席者名簿

資料1 最近の豚熱・アフリカ豚熱等をめぐる情勢について

資料2 特定家畜伝染病防疫指針の変更について

資料3 特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点

資料4－1 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（新旧対照表）

資料4－2 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（新旧対照表）

- 資料 4－3 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（新旧対照表）
- 資料 4－4 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（新旧対照表）
- 資料 4－5 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（新旧対照表）
- 資料 5 特定家畜伝染病防疫指針留意事項の改正の方向性（案）
- 資料 6－1 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（見え消し）
- 資料 6－2 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（見え消し）
- 資料 6－3 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（見え消し）
- 資料 6－4 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（見え消し）
- 資料 6－5 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（見え消し）
- 資料 7 C S F ワクチン接種関連のデータの解析結果について（案）
- 参考 1 諮問文
- 参考 2 これまでの小委員会における C S F ワクチンの免疫付与に係る議論の経緯
- 参考 3 豚熱ワクチン接種適齢期確認のための調査

午後3時00分 開会

○大倉家畜防疫対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第98回牛豚等疾病小委員会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず御対応いただきまして誠にありがとうございます。

私、本日の小委員会で事務局を担当いたします家畜防疫対策室長の大倉でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして審議官、郷の方から挨拶申し上げます。

○郷審議官 本年7月5日付けで消費・安全局審議官に熊谷審議官の後任で参りました郷と申します。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席をいただきまして、本日の食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第98回牛豚等疾病小委員会の開催ということになりました。一言御挨拶を申し上げます。

まず国内の家畜衛生の状況でございますけれども、皆様方よく御存知のとおり、養豚関係におきましては、佐賀の野生イノシシで初めて豚熱の感染が確認されたという状況に至っております。九州は、申し上げるまでもなく、我が国の養豚約900万頭のうちの3分の1が存在する大養豚地帯でございます。豚熱感染拡大のリスクがかつてないほど高まっているということを、私どもは非常に重たく受け止めております。

このため、先月の7日になりますけれども、農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部では、坂本大臣の方から「ストップ豚熱」を呼び掛ける大臣メッセージが出されております。そのためには、もちろんワクチンだけに頼るのではなくて、日頃の消毒や野生動物との接触防止などの飼養衛生管理の徹底ということを、改めて生産者・関係者の皆様方に御認識いただくことが重要だと考えているところでございます。私ども農林水産省におきましては、生産者あるいは関係者の皆様方と一体となりまして、豚熱のまん延防止に今までも増して全力で取り組んでまいりたいと考えております。

一方、アフリカ豚熱の問題でございます。これまでも中国や韓国での発生拡大を受けまして水際対策に取り組んでまいりました。国内にウイルスを入れないというために水際対策をしっかりと強化していくということで、これまでも取り組んでまいりましたけれども、こちらにつきましても、万一に備えて農場にウイルスを持ち込まないという対応についても、改めて現場の方々に御理解いただくように指導をしているところでございます。

さて本日、特定家畜伝染病防疫指針につきましては、家畜伝染病予防法第3条の2第6項に基づきまして、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加える必要があると認めるときは、これを変更するものと定められているところでございます。これに関しまして、牛疫・牛肺疫及び口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針につきましては、令和3年の変更から3年間が経過しております。また、豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針につきましても、最近の情勢を踏まえまして一部変更を行うことにつきまして、先月の末に家畜衛生部会に諮問をさせていただいたところでございます。本日はその内容について具体的に御議論いただきたいと考えております。委員の皆様方には、専門的な見地から忌憚のない御発言と活発な御議論をお願いいたしたく、どうぞよろしくをお願いいたします。冒頭になります。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

それでは、現在、牛豚等疾病小委員会の委員数、10名でございますけれども、本日、ウェブでの御参加も合わせまして、あと代理での御出席の方も含めまして8名の委員、それから3名のオブザーバーの方に御出席いただいております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により、3分の1以上という定足数を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

ただいま挨拶をいたしました消費・安全局、郷審議官になります。

それから、動物衛生課、沖田課長になります。

○沖田動物衛生課長 沖田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 それから保健衛生班、岡村補佐になります。

○岡村課長補佐 よろしく申し上げます。

○大倉家畜防疫対策室長 それから担当係になります西中川係長になります。

○西中川係長 よろしくをお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 本日、ウェブを利用した開催となります。なるべく円滑な進行に努めたいと思っておりますけれども、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議事につきまして、まず議事の1としまして最近の豚熱及びアフリカ豚熱等をめぐる情勢について、事務局の方から説明させていただきます。その後、議事2としまして、家畜衛生部会への諮問事項でございます特定家畜伝染病防疫指針の変更についてというこ

とについて、事務局から説明させていただいた後に、今回の改正にも関連する内容でございますが、CSFワクチン接種関連のデータの解析ということについて早山先生の方から御説明いただいた上で、委員の皆様には御審議をお願いしたいと考えております。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。お配りしている資料、議事次第、委員名簿に加えまして、非公開の資料を含めて資料の1から7がございます。それから参考資料について1から3がございますので御確認いただきたいと思います。資料についてお手元がないとか資料に落丁等ございましたら、お申し付けいただきたいと思います。また、もし途中で落丁等お気づきの点がありましたら、途中でもお申し付けください。

そうしましたら、ここからの議事進行につきまして津田委員長の方をお願いしたいと思います。

津田委員長、よろしくお願いいたします。

○津田委員長 津田です。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

時間が限られておりますので、円滑な議事の運営に御協力をお願いいたします。

それでは、初めに議事1、最近の豚熱及びアフリカ豚熱等をめぐる情勢について事務局の方から説明をお願いします。

○沖田動物衛生課長 資料1を使いまして、最近の情勢について私の方から説明をさせていただきます。

資料1、1ページを御覧いただきたいと思います。最初のイントロですが、豚熱とアフリカ豚熱の違いについてです。豚熱、アフリカ豚熱いずれも豚とイノシシのウイルス感染症でございます。人には感染はいたしません、大きな違いといたしまして、豚熱については有効なワクチンが存在することに対しましてアフリカ豚熱については、現在そのようなワクチンはないという状況でございます。

2ページ目が豚熱の発生、2018年9月、これが我が国で26年ぶりに豚熱が再発したというところでございますが、それ以降、豚熱の発生はトータルで21都県で92事例となっております。ただ、2019年9月にワクチンの接種を決定して10月からワクチン接種を開始いたしましたところ、それまでかなり発生があったのですが、その発生自体は散発的になってきています。散発的ではあるものの継続的に出ているということから、ワクチンだけに頼ることなくこの病気に対処していく、バイオセキュリティを高めて対処していくことが重要だと考えているところでございます。

次の3ページでございますが、豚熱の現在の発生状況について地図でお示しをしています。少し分かりにくいんですけども、濃い赤とそれから薄いピンク、赤の所と黄色い所というふうにありますけれども、色分けの意味は、まず濃い赤が飼養豚で陽性が見つかったという所でございます。それから、赤とその薄い色、だいたい色、オレンジ色で描いてありますけれども、それが野生イノシシの陽性が見つかった所、ただし沖縄を除くということになります。飼養豚へのワクチンを打っているという所が赤とオレンジと黄色でございます。黄色の所については現時点でイノシシにも、それから飼養豚、家畜の豚にもCSFが見つかっていないというところになっております。繰り返しになりますけれども、沖縄については飼養豚での発生確認はされておりますが、イノシシの発生は確認されておられません。

特徴的なのが佐賀県でございます。これまで九州にはCSFは入っていないと、26年ぶりの再発以降入っていないというふうに考えられていたんですが、昨年8月に飼養豚で発生、そして今年6月になってイノシシで発生ということで、佐賀県のみ九州においては陽性が見つかっていると、こういう状況です。

この佐賀県の確認、これを受けまして九州地区における対策というのを、昨年8月以降取っておるところです。それについて説明したのが4ページ、5ページということになってございます。令和5年8月に佐賀県で発生し、その直後からまずは飼養豚のワクチン接種、これについては九州全域、これを急ぎやったということ、それから飼養豚で見つかったけれども、イノシシではその当時見つかっていなかったのも、まずはそのサーベイランスをしっかりとやるということ、そして、万一イノシシで見つかったためのためにイノシシの対策、すなわち経口ワクチンの散布や捕獲、サーベイランスの強化、こういったものを迅速に速やかに行うための体制の整備というものを、九州において強化をしてきたというところでございます。

その左側のサーベイランスの強化につきましては8月、昨年の佐賀での飼養豚発生以降サーベイランスを強化し、6年5月末まで2,300頭余りを検査をいたしました、この中でイノシシでの陽性は見つかっていなかったところだったんですが、その後6月になって見つかったというところで、1例目が見つかったというところでございます。その発生確認を受けて佐賀県を経口ワクチンの散布推奨地域に指定、そして感染確認地域の周辺を迅速かつ重点的に経口ワクチンを散布してきたというところでございます。なお、捕獲の強化につきましても、昨年の8月以来、体制をしっかりと強化してきた、地域での猟友会等

との連携、こういったものを活用いたしまして、引き続き捕獲の強化を行っているというところですよ。

5 ページですけれども、今回イノシシでの発生を受けた対応として、九州での豚熱発生リスクがかつてないほど高まったということから、これは広報ということでございますが、大臣からメッセージ、「ストップ豚熱」のメッセージを発出し、その危機感をみんなで共有して、地域の関係者が取組を徹底するということを努めてきたところです。あわせて、当然生産者においては、ワクチン接種はあってもワクチンだけに頼るのではなくて飼養衛生管理を点検し、持ち込ませない取組を徹底するということで取組を進めてきたところです。

6 ページですけれども、緊急のワクチン散布の中身について書いております。緊急散布は、短期間に限定された範囲で大量のワクチンを散布するということ等ですが、摂食率を高率に保って散布するということが必要なことから、通常ですと都道府県との協議会等を作った取組で経口ワクチンを散布ということだったんですけれども、今回の緊急散布という要請を踏まえまして、農研機構の平田先生や、それから我々農水省も一緒になって、この技術的な指導を行い、協力をしながらこの緊急散布を実施したというところでございます。

7 ページが1 回目の緊急ワクチンの散布です。周辺地域にとにかく迅速にということで、6 月13日と14日で合計1,600個を緊急散布しました。これには、我々ももちろんですけれども、猟友会など地域の皆さんの協力体制の下でやったということですが、この散布を行うに当たって注意した点ですが、徹底的な消毒を実施したということです。散布中に車はタイヤの消毒を行う。散布者については、靴底の消毒、全身の消毒、それから散布終了後は洗車・消毒、ウイルスに汚染されている可能性がありますから、それを持ち出す・広げることがないように徹底的な消毒を実施しつつ、この緊急ワクチン散布を実施いたしました。

また、6 月に行った後、今月になっても、約1 か月後ですけれども、2 回目の緊急ワクチン散布ということで、7 月11日、12日で1,400個のワクチンをまた、地域としては同じ地域です。同じ地域に繰り返したということでございます。この地域で封じ込めてしまうことを目的として、しっかりと集中的にまくということでやっております。

この間、野生のイノシシのサーベイランスの継続をしておりました。その中で、幾つか追加的な陽性が確認されております。そこにありますとおり、玄海町という、この最初に

見つかった所の少し北寄りの所なんですけれども、玄海町の部分で新たな陽性のイノシシが見つかったので、感染確認地域だけではなくてその玄海町にも少し範囲を広げて実施をしたというところでございます。

ちなみに、この周辺地域でイノシシの陽性事例、現時点までで9例見つかっているというところでございます。引き続きサーベイランスの強化をして、佐賀だけではないんですけれども、実施をしているところですが、その中で、佐賀のこの周辺地域で9例、現時点までで見つかっているというところでございます。

9ページ目は、経口ワクチンの散布のやり方ということでございますが、これは一般的な話です。

割愛させていただきまして、10ページからアフリカ豚熱に入りたいと思います。アフリカ豚熱につきましては、2018年8月に中国においてアジア初での発生ということでございます。もともとアフリカの土着の病気、風土病だったところですが、2007年に中央アジア、中央アジアというか東ヨーロッパというか、ジョージアのところにアフリカから持ち込まれ、これは厨芥残渣が原因というふうにされておりますけれども、それで持ち込まれて、そこから東と西に広がったというところでしたが、2018年8月になりまして中国に入りました。

中国に入って以降、アジアでは瞬く間に広がり、島しょ部も含めてアジア全域に拡大、現時点で東アジアで白く抜けているのは日本と台湾で、あと島であるスリランカも白く抜けていますけれども、もうほとんどのアジアの国が感染してしまったという状況で、しかも遠くにも飛んでいます。2021年7月にはドミニカ共和国、カリブ、全く周りに何も発生していないところですが、ドミニカ共和国とハイチという、一つの島に二つの国がある、そういう地理的条件ですが、そこで見つかっているということで中米にも感染が飛んでいるという状況でございます。

その中でアジアで特にリスクが高いという、我々が懸念しているのが韓国の状況でございます。韓国につきましては、これまで北朝鮮国境付近からのイノシシでの伝播というのが原因だと考えられるということで、北側で発生していたんですけれども、それが徐々に南に広がってきています。イノシシにつきましては、11ページの韓国の地図を見ていただきますと、濃い緑の部分がイノシシでの発生のある地域、薄い緑はそれを含む道、この赤いのが家畜での発生ということです。だんだん南に下りてきていて、最近では南側の野生のイノシシの南限、境界点みたいなところで、幾つか家畜の豚でも見つかっているという

状況ですが、憂慮すべきは釜山の状況、全くそこまで届いていなかった釜山で飛んで見つかったのが昨年12月でございます。12月に1例目が見つかって以降、釜山の埠頭の裏山に当たるところで立て続けに見つかっているという状況です。この埠頭が日本への定期航路、博多、大阪、対馬、下関、このような定期航路のある所で、日本への侵入リスクというのが極めて憂慮される事態になっているという状況でございます。引き続きここでの発生が続いており現時点で25例目まで、25例目が見つかったのは4月21日ですけれども、そこまで増えているという状況で決して看過できないというところから、13ページあるいは14、15ページになりますけれども、どのような対策をしてきたかということでございます。

この韓国での発生を受けて特に水際ですけれども、13ページにありますとおり、持ってこさせない、持ち出させない、それから持ち込ませない、国内に侵入させない、国内に入った場合に農場に侵入をさせない、野生イノシシの拡大を防止する、こういった対策をパッケージで強化をしてきておるところです。

14ページが持ち込ませない、侵入させない、野生イノシシに感染させない、農場に侵入させない、この対策の具体例について書かせていただいております。持ち込ませないためには出国前からきちっと注意喚起をするということ、それから靴とか泥、自転車の泥、自転車や車のタイヤの泥、こういったものが感染源となり得るというところから、そういったところの消毒、あるいは泥を落とすことを情報発信するとともに水際で消毒を行っております。あるいは韓国からの旅客については、違法な畜産物の持込みをさせないという検疫探知犬それから家畜防疫官による検査ということで、持ち込ませない対策を実施し、また、野生イノシシに感染させないために、フェリーあるいは定期航路があるところを中心に、韓国からの旅行者の立ち寄り場所などのリスクの高いところを特定して侵入防止対策をしております。例えばキャンプ場のような所は、そのような所でごみを捨てさせないためのごみ箱対策をするとか、そこでの注意喚起やサイネージを表示するとか、そのようなことを行って注意喚起を行い、いろいろな対策をして野生イノシシに持ち込ませない。万一入ったときの対応ということで、入っても死体の処理が適切に迅速に初動できるようにということで基本方針を作りまして各県準備を進めると、防疫演習等を行って準備を進めるとおるところです。また、農場の侵入対策としては、バイオセキュリティについての遵守の確認、このようなことで対策を取っているというところなんです。

15ページが水際で実際やっていることですが、もちろん消毒等も行っておりますが、ゴルフ客のゴルフシューズ、このようなものもリスク要因となり得ることから、チャ

ーター便や、まとめて来るゴルフ客を対象とした検疫、これは実際の鹿児島空港の例ですけども、ゴルフバッグがずらっと並ぶような所がありますので、そのような所で消毒を行う、口頭での質問検査を行う、こういった対策を実施してきたところです。引き続きこういった対策により、水際での侵入防止というものに我々としてはしっかりと対応して防いでいきたいというふうに考えているところです。

続きまして16ページからは、その他の病気です。口蹄疫、牛疫、牛肺疫、これは海外での発生の状況について簡単にまとめております。これから御議論いただく防疫指針の対象の病気となっておりますので入れております。口蹄疫につきましては、アジア諸国を中心に引き続き発生が続いているというところで、これの侵入を十分警戒しなければいけません。牛疫につきましては、牛疫は2011年の国連のF A O、食糧農業機関での牛疫撲滅宣言、こういうものがございましたので、一応、国際的、世界からこの病気はなくなったということになっておりますけれども、万が一再発等があってはいけないので、そういった対策を今国際的にも取っているというふうに承知をしているところです。また、牛肺疫につきましても一部の国での発生があるというところでございます。

駆け足ですが、現在の状況につきまして、以上、御説明申し上げました。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明がありました事務局からの説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。ウェブの先生方、挙手をお願いします。こちらの方で確認しますのをお願いします。

嶋田先生、どうぞ。

○嶋田委員 宮崎から嶋田です。お疲れ様です。音声は大丈夫でしょうか。

○津田委員長 はい、大丈夫です。よろしくお願いします。

○嶋田委員 今の豚熱の御説明、豚熱などの御説明ありがとうございます。

すみません、佐賀での先般のイノシシの陽性事例なんですけど、その情報といいますか、なぜ佐賀県のイノシシで発生があったのか、その辺りゲノムの解析なども含めた情報というのがなかなか伝わってこない状況なんですけれども、そちらの進捗ですとかそういった情報を、お話しできる範囲で構いませんので教えていただければと思います。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

フルゲノムの解析ということで、単なるシーケンスだけではなくて、その結果の分析

等を行わなければなりませんので、この分析を引き続き継続をしているところでございます。これにつきましては、結果についてこれがまとめ次第、また情報共有について、先生方それから専門家の方にも共有させていただきたいと考えております。現時点でお話できるのは、申し訳ありません、そこまででございます。

○嶋田委員 承知しました。ありがとうございます。イノシシでの感染のそういった情報というのは今後も大事になってくるかなと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

○沖田動物衛生課長 先生の御指摘のとおりだと思います。分析について取りまとめましたら、その情報共有はさせていただきたいと考えております。

○津田委員長 ほかにございますでしょうか。

日高先生、どうぞ。

○日高オブザーバー 今のに関連してですけれども、7月に入ったらできるという話を結構前に聞いたんですけども、7月に入っても当面は相変わらず変わらないんですけれども、途中まである程度の遺伝子のうんぬんというのは、ゲノムは別にしてどこからの遺伝子かということは、それもまだ分からない状況なんですか。

○沖田動物衛生課長 シークエンスの結果が出るだけで、それだけでは言えることも限られるところで、その結果がどういう意味なのかということを含めての分析が必要だと思っておりますので、それについて今現在取り組んでいるところですので、例えばシークエンスがこういう並びでしたということだけで発表するのは、それだけでは不十分かなと考えております。

○日高オブザーバー 九州の生産者にとっては、この野生イノシシがどこから、衛生部会でも質問したんですけれども、去年の8月で、今年になって出たということ自体のそこ辺りの原因というのを追求していかないと、今まで発生したときのCSFもそうですけれども、その原因究明、どういうふうにという疫学調査というのがなかなか明確なものが過去一回も出ていないんですよ。その辺りはもうちょっと国の方も責任持ってやっていかないと、口蹄疫のときもそうですけれども、はっきりした原因というのは発表されないままうやむやになる。そういうことを繰り返していつているのはちょっと私たちも疑問に思うし、そこ辺りをもう少し真剣に国の方も対処していかないと、いかなる伝染病がこれから入ってきても、結局うやむやの感じで先に進まない状況だったら、安心して私たちも家畜を飼うことができないし、水際対策うんぬんということも今一生懸命されているだろうけれども、ASFが入ってきたときも結局原因が分からないと、だから分からないままでい

くのも少しは、まあ少しはという言い方だけれども、ちょっとどこかで線を引いてちゃんとした説明を是非やっていただきたいと思います。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。我々も考え方は同じです。分かること、分かったこと、それがどのように生かせるかということについては、しっかりと関係者の皆さんと共有しながらやりたいと思います。全部が分かるかどうかはもちろん分からないんですけれども、分かったことについて共有していく、そしてそれを対策に生かしていく、それは重要なことだと理解をしておりますので、今回の件についても結果についてきちっとした分析が済み次第、皆さんと共有をしたいと思っております。

○津田委員長 ほかにございますでしょうか。

小田先生、どうぞ。

○小田委員 北海道の小田です。音声大丈夫でしょうか。

○津田委員長 はい、大丈夫ですよ。

○小田委員 すみません、今、九州の佐賀県の話でいろいろコメント等ありがとうございました。

北海道としては東北の方で岩手県のケースについて、岩手県さんの方では、かなりの頭数のイノシシで確認された後にとうとう養豚場に出たと承知しているんですけれども、こちらの方もその辺の因果関係等について精査したものを提供いただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。92例目ですね。岩手県の1例目についても、この疫学調査の概要につきましては既に公表しているところですが、これの詳細な分析についてもこれもししっかりとやった上で、また疫学調査の検討会等で専門家の先生に御議論いただきながら、関係者との情報共有をしたいというふうに思っております。我々も非常に北、岩手でも北ですよ。もう県境になるような北での発生ですので、どういったことがあったのかということについては、しっかりとした分析をしたいと思っております。

○津田委員長 ほかにございますか。

よろしいですかね。大丈夫ですか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次の議題ですけれども、特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等について、事務局の方から御説明をお願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 大倉です。

本日、指針そのものとそれを補足する文書である留意事項と二つ資料の中に入っておりますけれども、そのうちの衛生部会への諮問事項の部分であります指針本体について、まず私の方から説明させていただきます。資料の2と3を中心に使って説明させていただきますと思います。

まず資料の2を御覧いただきたいと思います。こちら6月27日の日付が付いてございますけれども、こちらの家畜衛生部会の方に6月27日に諮問した際に使用した資料になります。1の背景・経緯の部分から御説明いたします。

1の(1)特定家畜伝染病防疫指針は7疾病について策定されており、家畜伝染病予防法第3条の2第6項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされているとされてございます。ほとんどの指針についてこの3年が経過したということで今回、見直しを行うものになります。

(2)ですが、これまでの各疾病の発生事例での課題を踏まえ、発生時の家畜の所有者の責務や手当金の減額事例を周知するとともに、飼養衛生管理基準の遵守状況等の改善を図る必要があるとあります。

あと本日、牛豚小委の中で御議論いただくのが(4)、(5)の部分になりますが、(4)豚熱及びアフリカ豚熱に関する防疫指針については、両疾病の国内外での発生動向等を踏まえ、現場の作業効率化を図る必要がある。

(5)牛疫、牛肺疫及び口蹄疫に関する防疫指針については、前回改正から3年経過することから本年に再検討する必要がある。

(6)これらのことから、昨年度変更を行った牛海綿状脳症を除く6疾病の防疫指針について所要の変更を行うこととしたいということで、本日6疾病のうちの高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、これは1疾病としてカウントしてございますけれども、こちらは家きん疾病小委の方で御議論いただいております。残る5疾病のものについて本日審議いただくというものになります。

2ページから3ページにかけての部分は変更方針の大きなポイントを紹介してございますけれども、これについては資料3の方で御説明いたします。まずこの資料2の3の今後のスケジュール、3ページの今後のスケジュールのところを御覧ください。

(1)でございますけれども、家きん疾病小委及び牛豚等疾病小委員会において変更の方針について議論を行うということで、これは本日御審議いただくことになります。

(2) あわせて、都道府県への意見照会、パブリックコメントの手続を進めます。

(3) としまして、これらの結果を家畜衛生部会に報告し、変更の方針について答申を頂いた上、速やかに改正を行うこととなっております。こちら鳥インフルエンザの関係が一番大きいんですけども、鳥インフルエンザの次期シーズン、10月からはシーズンというふうに、要リスク、ハイリスクシーズンと捉えておりまして、9月をめどにまずは指針の改正というものを終えたいと考えてございます。

具体的な本日御議論いただく中身について資料の3で御説明いたします。

資料の3ですが、1ページ目、まず豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の改正内容の概要になります。前文～第1については特段大きな中身の変更はございません。

2-1、平時からの取組という項目で丸で書いてあるところですが、都道府県は豚等の所有者に対して、疾病の発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金が減額される旨周知するよう追記するとございます。こちら、これは鳥インフルなども含めですけども、豚熱もそうですが、発生農場で衛生管理の不備というのが見られてございまして、その飼養衛生管理の不備に伴う手当金の減額ということの事例がこれまで多くございます。そのようなことを踏まえましてこのようなルールになっているということ、あらかじめ生産者の方にも周知いただくということ、指針の中にも明記しておきたいという形になります。

第2-2でございます。発生に備えた体制の構築・強化という項目の中です。焼却施設等の利用について、法21条に基づく都道府県知事から市町村への協力規定を追記とございます。「焼却施設等」の「等」の中には化製処理施設がございまして。この特に焼却施設でございまして、こちらは自治体や市町村、あるいはその市町村から委託を受けて作っている一部事務組合というものが、ほとんどこの焼却施設の運営主体となってございます。そういった、その運営主体である自治体等に県の方から協力をしてほしいという協力規定、協力をする必要があるということで、法の21条にその旨規定がございまして、それを改めて指針の中にも記載してほしいという県の方からの御要望もありまして、今回これを追記したいというものになります。

同じくここに記載していないのですが、第2-2のところ、この焼却それから化製処理施設を使う場面があれば、まずはその使う計画がある段階でその施設の周辺住民の理解醸成を進めていただくということと、施設の所有者と合意形成をしておいてほしいという旨も併せて今回修正したいと思っております。

次、３－１～第５の方については実質的な内容の変更はございません。

第６、病性等の判定時の措置という項目です。豚等が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、都道府県は当該豚等の所有者に対して、当該豚等に起因する豚熱のまん延を防止することについて、当該豚等の所有者が第一義的責任を有していることを説明する旨追記するとございます。こちらは家畜伝染病予防法を令和２年に改正した際に、法の第２条の２という項目に家畜の所有者の義務と責務というものを規定してございます。それを法律に規定したものを改めて指針の中でも記載したいというものです。こちらは県の方からも御要望があったもので、こちらを追記したいという内容です。

第７、発生農場等における防疫措置ですが、家畜防疫員は豚等の所有者に対して患畜又は疑似患畜のと殺、当該死体の焼却又は埋却を指示し、当該豚等の所有者による迅速かつ適切な防疫措置の実施が困難であると認められる場合においては、防疫員が代わって防疫措置を実施する旨追記するとございます。こちらの中身については法律に既に書いてあることとございますけれども、特に大規模の生産者での農場での発生があった際に、まずすぐに行政が主体的に対応してしまうような流れに今、指針はなっております。一方で法律の中では、まずは、第６のところでもそうなんですけれども、一義的には生産者が行う措置となつてございます。このと殺それから焼埋却という行為自体は、一義的には生産者が行うことになっているんですけれども、まん延する可能性が高いということで迅速な防疫措置が困難であるという場合に、防疫員が代わって防疫措置を実施するという流れに法律が書いてあるので、それに合わせた記載をここでもしたいというものになります。

あとは患畜の死体等の焼却時に焼却施設等において実施すべき消毒の強化を追記するとございます。これはこれまで書き漏れと言うに近いと思いますが、出入口での消毒等を追記したいというもので、これは県からの指摘があったもので追記させていただこうと思つてでございます。

それから次は第９のところですが、移動制限区域及び搬出制限区域の設定でございます。移動制限区域外から区域内に、豚等の死体だけでなく敷料等も移動できる旨追記でございます。これは移動制限を設定して、これまで外から中へというもので死体だけ持ち運べる規定がございましたが、これは鳥インフルエンザの発生であった事例ですけれども、敷料等を、処理をするために中の処分場に持ち込みたいという御相談があったということもあって、こちらは外から死体だけじゃなくて敷料ですとか飼料といったものの持込みをできるようにしたいということで、これは他の指針も併せて横並びの改正という内容になります。

す。

次の第10でございます。家畜集合施設の開催等の制限ですが、移動制限区域内においてと畜場における食肉加工業は制限を受けない旨明記するとございます。と畜場で今一体でカッティング施設、カット工場も併設されているような施設もございますが、カット場については、この移動制限の中での開催の制限とありますけれども、この運営、業を一時止めてくれという規定がございますが、カット場に関してはそこの制限外であることを明記したいと思います。こちらについては豚熱だけでなく、アフリカ豚熱と豚熱の指針に記載がなかったのですが、もともとこれは口蹄疫の指針の中にはこのような記載があったもので、今回豚熱、アフリカ豚熱、横並びで改正したいというものになります。

第14、家畜の再導入についてです。発生農場において豚等を再導入した後、家畜防疫員が飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行い、当該基準が遵守されていない場合は改善が認められるまで指導を行う旨追記とございます。発生農家が新たに、防疫措置終了して、消毒等も終えて、また次の豚を導入するというプロセスがございます。その導入する前の段階で飼養衛生管理基準が遵守されているかどうかの確認をするというのは、これまでも記載があるのですが、実際に豚が入った後のフォローアップという点で今までの記載ではなかったというところで、豚が実際に入った後、遵守状況を確認いただいて不備がある場合には、改善されるまで指導してくださいという旨を追記したいというものになります。これは他の指針含めて、鳥インフルエンザも含めて横並びでこれを共通の改正事項として含めたいというものになります。

それから、21は先ほどの説明と同じです。

24でございます。経口ワクチンの散布という項目です。経口ワクチンの散布に当たっては、市町村、猟友会、畜産関係団体等から構成される協議会を設置する旨明記するとございます。これまで単にこれらの市町村、猟友会ですとかの協力を得て散布という記載だけだったのですが、実際には、経口ワクチンの散布指針というのを別途定めてございまして、その散布指針の中でまずは協議会を設置して、その協議会主体で散布に当たるという流れをこれまで示してございまして、そちらと合わせた形での改正という内容になります。

豚熱に関しての改正事項は以上になります。

次が口蹄疫です。3ページ目でございます。次以降の口蹄疫それからアフリカ豚熱、牛疫、牛肺疫については、ほとんどが豚熱の御説明したものとの共通事項になります。横並びの改正という趣旨の改正事項が並んでございますが、特段該当する疾病に特徴的なもの

だけ御紹介させていただきます。

2、口蹄疫の特定家畜伝染病防疫指針で豚熱の改正になかった部分としては第4のところです。異常家畜の発見及び検査等の実施ですが、都道府県による臨床検査において、抗原検出キット使用時に動物衛生課と協議する旨を追記するとあります。これは抗原検出キット、一応国から配布した形で都道府県で利用できる形になってございますけれども、これは使用に当たって注意を要するキットになりますので、事前にこういった対象に使うのかということを含めて、衛生課と協議した上で使用いただくというプロセスを追記したいと思っております。

二つ目の丸は、特定症状の定義に動物用生物学的製剤等を用いた検査の結果、陽性となった場合を追記するとございますが、これはもともと告示で特定症状という通報すべき基準というのを定めてございますけれども、その告示の中身に合わせた横並び、修正する内容となっております。

それ以外のものについては、次、第10ですね。次のページの第10が豚熱にはなかったんですけれども、留意事項に記載のある移動制限区域内のと畜場の再開のための要件を本体に記載するとあるのですが、これもちょっと修辭的な修正でございます。他の指針は、指針本体に書いてあるものでございましたけれども、この口蹄疫が留意事項という局長通知の中に書いてあったと畜場の再開の要件というものを、これを本体の方に移動させるという、これも修辭的な修正になってございます。

次は第14、予防的殺処分の項目です。予防的殺処分を実施した際の死体の処理方法を追記するとございます。これは特に予防殺の部分で死体の処理について記載がなかったのですが、こちらは発生した実際の患畜、疑似患畜の死体の処理と同じやり方でやってくださいねという旨を追記したいというものです。これは予防殺になりますので、口蹄疫とアフリカ豚熱の両方に共通する修正になります。

以上で、他のものは豚熱と共通する改正事項になります。

次、5ページ目のアフリカ豚熱の指針についてですけれども、こちらもほとんどが豚熱と共通する修正になります。

アフリカ豚熱に特化した中身としては、次の6ページの第21、移動制限区域の設定というところの項目です。野生イノシシでアフリカ豚熱が発生した場合に設定される移動制限区域内で採取された精液等について、病性判定日から遡って15日目の日、若しくは病性判定がなされた野生イノシシの発見日のうちいずれか長いものより前に採取されたものに限

り、移動制限区域から移動させることができるものとするとなっており、これは今までの記載の仕方ですと短い日、十分に日が空かない場合でも移動させることができてもうかのように読めてしまっていたので、ここについては15日、14日間は最低確保されることを確保できるような修正をしたいという内容になります。

以上、アフリカ豚熱についての修正内容は以上です。

牛疫、牛肺疫については、こちらも横並び、あるいは他の指針との共通する改正という中身になってございます。

以上、指針本体についての修正内容の御紹介、御説明いたしました。

続いて留意事項の方についての説明をと思います。

○岡村課長補佐 続きまして、防疫指針を運用する際の補足事項に当たります留意事項、これは消費・安全局長通知で発出するものでございますけれども、これにつきましては当方から資料5で説明させていただきます。資料5を御用意ください。

まず初めに、豚熱防疫指針の留意事項についてということで1点目、これは手続的な話でございます。現状、都道府県が策定いたします予防的ワクチンの接種プログラムにつきましては、少なくとも半年ごとに更新するとされています。同じように、と畜場での交差汚染防止対策が適切に実施されているかの確認、これについても、ワクチン接種プログラムが少なくとも半年ごととなっていることを踏まえまして、同様に少なくとも半年に1回確認するとされています。また、ワクチン接種の実施状況について、これについては2か月ごとに都道府県の方から動物衛生課に報告いただくこととされています。今回の改正は、これらの頻度について全て1年に1度にしましょうということでございます。全国的に豚熱のワクチン接種が進む中で、こんなに頻繁にやる必要があるんですかという声が都道府県からも上がっておりまして、我々としても真に必要な対策業務に家保のリソースを割いていただきたいという思いがありますので、今回この見直しをしたいと考えております。

2点目でございますけれども、高度な隔離・監視下にある豚等の要件についてということで、現在防疫指針では豚熱のワクチン接種、これについては、接種区域内で飼養されている全ての豚等について行いましょうねとされています。なんですけれども、ただし書の方で、都道府県は高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては除くことができるということで、ワクチンを打たなくていいよということになっております。これは主に試験研究用の豚の生産とか利用に影響を及ぼさないようにということ想定して設けられている規定なわけですが、この規定の詳細を説明するもの

として留意事項では、試験研究用の豚等を生産する施設を想定しましてワクチン接種対象から除外するために満たすべき要件を定めていたり、あと、試験研究用の豚等を利用する施設を想定しまして、接種対象から除外されたワクチン未接種の豚等を、その生産施設から別の利用施設の方に移動させる際に満たすべき要件が規定されています。今般の留意事項の見直しは、この後者の方、移動させる際に満たすべき要件の方を明確化することを目的としています。

具体的には、移動先の機関での試験研究施設でのワクチン未接種の豚等の飼養期間、飼っていい期間は3か月未満でないと駄目ですよという規定です。これはつまり、3か月を超えて飼養するのであればより厳格なルールが適用されると申しますか、試験研究用の豚等を生産する施設を想定した要件、今、私が説明しました前者の方の要件、こちらの方を満たしてくださいねということです。これについては実とは申しますか、既にこれまでもこのルールで運用してきていまして、これまでも特段問題は生じておりませんで、これまでやってきた運用を明文化するための見直しということでございます。

続いて3点目、これは接種農場の免疫付与状況等確認検査についてですけれども、これまで防疫指針と留意事項に基づきましてワクチン接種農場での免疫付与状況等確認検査、あと、またそれとは別に、今日は詳しくは説明しませんが、参考3にありますように、畜産試験場等の県の施設等にも協力いただきながらワクチン接種の適齢期、適期を確認するための調査というのを行ってまいりました。それらの検査、調査の結果を分析・解析したものを、参考資料の2にありますようにこの委員会でも適宜、随時報告して御審議いただいてまいりました。本日も私のこの説明の後、動物衛生研究所の早山先生の方から最新の解析結果を資料7で説明いただくんですけれども、そういったこれまで得られた知見を踏まえまして、また、これも最初のような話に関係するんですけれども、都道府県の負担を軽減するという観点からも、まず一つ目としては、留意事項を改正いたしまして接種農場での免疫付与状況等確認検査の頻度を、現行の6か月ごとではなくて少なくとも1年に1回に変更してはどうか、変更しても問題ないのではないかというのが、これが1点目でございます。

また2点目として、先ほど申しました県の畜産試験場等に協力いただきながら実施してきました接種適期の調査について、資料7にあるように今いろいろな有益なデータが取れてきているんですけれども、接種適期については、結局はその農場ごとの抗体付与の状況を踏まえて農場ごとに検討するしかない、なかなか全国一律の基準を示すことは難しいと

ということだと考えておりますので、この調査については終了することとしたいというのが、これが2点目でございます。

続いて4点目ですけれども、浸潤状況を確認するための調査に関することなんですけれども、これは、ワクチンを打っていない都道府県において、現状は北海道だけですけれども、そのような都道府県において浸潤状況を確認するため、要は清浄性維持を確認するために一定数の農場を対象にして、各農場当たり少なくとも30頭、各豚舎から少なくとも5頭は対象にして検査をしましょうねというものです。そういったモニタリング検査なんですけれども、その検査方法は抗体検査、原則としてエライザで実施することとされているんですけれども、このエライザで陽性や疑陽性となってしまったときに、感染を否定してその農場の移動制限を解除するための詳細な要件が留意事項の方で定まっております。

これについて、現在はエライザ検査した個体全頭について血液検査と遺伝子検出検査を1回やって異常がない、陰性であるということを確認することが要件ですよということになっているんですけれども、これを陽性となった個体と同居個体について血液検査と遺伝子検査を1回、また、WOAHの豚熱のコードで定められています豚熱の潜伏期間を参照して、14日を経過した後もう1回同じ検査を実施して、その両方で異常がないこと、陰性であることを確認することが要件ですよというふうに変更しようというものです。

これについては、この変更の背景なんですけれども、豚熱の清浄化を目指していく上でこのようなやや厳しめのルールと言ったらいいいんでしょうか、そういうのにした方がいいんじゃないのという内部での検討がございまして、少し先を見据えたような話、改正を提案するものです。これについては、今回の見直しの段階で改正すべきかという点も含めて御意見を頂ければと考えております。

5点目、これについては、発生農場における豚等の排せつ物処理についてということで、汚染物品の処理の方法の一つなんですけれども、これは主に分割管理を行った農場を想定して、発生農場の浄化処理施設を稼働させながら、分割した後のもう一つの方の農場のオペレーションに支障がないように、浄化処理施設を稼働しながら豚等の排せつ物の処理を行う場合についての対応を新設するものというものです。これについては、今年3月19日に、この委員会でも農場分割管理のマニュアルの改正案を御審議いただいた際に、既に議論いただいたものと認識しております。その際の議論の結論を基に、既に事務連絡という形で今回、留意事項に記載するものを既に都道府県にお知らせ済みなのですが、今回はそれを留意事項として明文化しようというものでございます。

続いて口蹄疫の留意事項についてですけれども、これは死体の処理の完了についてということですが、これはいつの時点をもって死体の処理が完了したとみなすのかを明文化・明確化しようというものです。死体処理の完了の時点というのは、いつ防疫措置が完了したのかに影響する話です。これは防疫指針の第9に書いてありますけれども、制限区域の解除のタイミングに影響する話ですのでとても大事な規定です。これを豚熱と他の防疫指針に載っているものと合わせる形で明確化しようということでございます。

続いて、アフリカ豚熱の指針の留意事項について1点目は、先ほどの豚熱と同じでございます。

2点目、これはアフリカ豚熱の感染が確認されている、又はそのおそれが高い地域で野生イノシシから採材するときには、扁桃とか脾臓とか腎臓をサンプリングするのではなくて、原則として耳介のみサンプリングしましょうねという修正です。これは、体を開いてそういった内臓をサンプリングいたしますと、どうしても血液とか体液等々が外に漏れてしまうリスクがございます。もしそのイノシシがアフリカ豚熱ウイルスに感染した場合に、外にウイルスをまき散らしてしまうおそれがあると、そういった観点からの改正です。この旨は、今年の3月28日に公表しました野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針、こちらの文書の中にも既に記載されているものでして、それと矛盾のないようにする、そういった観点からの見直しでございます。

最後に、全ての防疫指針の留意事項共通で、病性鑑定の依頼書を動物衛生研究部門に送付する際、郵送ではなくて電子メールでよしとする旨の見直しを行っています。これは県からの要望を受けて対応したものですけれども、動物衛生研究部門からもそれでいいよということで了解を得ましたので、今回見直すこととしたものです。

私からの説明は以上でございますけれども、少し戻りますが、今の資料5の豚熱のところの3番目の件に絡むんですけれども、早山先生の方から資料7について御説明いただけますでしょうか。

○早山委員代理 動物衛生研究部門の早山です。

私の方からは、資料7です。豚熱のワクチン接種関連のデータの解析結果について御説明します。本来ならば、山本が出席して説明できればよかったんですが、どうしても都合がつかなかったため、私の方で代理で御説明します。

こちらの資料につきましては、以前のこちらの牛豚等疾病小委でも提供しているデータになります。今回、何か新しい知見が得られたというわけではないです。県からの新しい

データが追加されたので、これまでの解析結果をアップデートしたというものになります。データを御提供いただいた県の皆様には、ここで感謝申し上げます。

内容につきましては、主に二つあります。一つ目が抗体保有状況調査について、二つ目がワクチン接種適齢期調査についてです。

まず、抗体保有状況調査について説明します。

こちらは、ワクチン接種農場を対象に、約半年に1回、農場内の30頭について検査を行っています。検査対象には、繁殖豚と肥育豚が含まれている形態になっていて、ELISA検査のみが実施されています。

このページに書かれているなお書きのところなんですけれども、ちょっと注意していただきたいのが、このデータはELISA検査のみで解析しているんですけれども、ELISA陰性であるとか、あるいはELISA値が低い場合であっても、中和抗体は保有しているということが確認されていますので、ELISA値が低いからといってワクチンの効果が認められないというわけではないということに御注意して御覧ください。

一つ目が、接種時日齢と抗体保有率です。

こちら、図1になります。

こちらの図は、横軸がワクチンを接種した日齢になります。縦軸が、抗体保有率が左軸になります。右の軸が頭数データ数になります。

グラフのAが、いわゆる第1世代です。農場で初回ワクチン接種以前に生まれた個体、つまり移行抗体がない個体のデータになっていて、Bの右側のグラフが第2世代以降のグラフになっています。

第1世代の場合は、どの日齢で打ってもワクチンテイク率がよくて、おおむね100%近いテイク率になります。

右側の第2世代以降になると、ワクチンの接種日齢が遅くなるほど抗体保有率が上がっていく、つまり移行抗体の影響が抜け切ったところで打つと、抗体保有率が上がっていくというような傾向はあります。

データ数としては、大体35日齢から55日齢のグレーの棒グラフのところのデータ数が多くて、大体この時期に60%から70%の抗体保有率というふうになっております。

次のページになります。

次のページは、第1世代と第2世代以降の抗体価、ELISAのSP値になりますけれども、その比較になります。

これが6分割したグラフになっておりますけれども、全て横軸がE L I S AのS P値、縦軸がdensityと書いてありますけれども、個体数、データ数というふうに見てください。

この分割の意味は、ワクチンの接種からの経過日数によってグラフが分かれています。

例えば左上のAですと、ワクチン接種から30日から60日たった個体を集めてグラフにしたものになっています。

右下のFは、全てのデータを集めたものになっています。

ぱっとグラフを眺めていただきますと、赤のグラフですね、これ第1世代のグラフなんですけれども、第1世代は、E L I S AのS P値が高くて、1.0ぐらいのところにピークが来るようなデータが得られています。

一方、青色の第2世代以降になりますと、第1世代のときに見られたようなS P値1.0当たりのピークというものはなくて、E L I S A値が0～1.0の間に分布しているような傾向になっております。

次のページをお願いします。

次のページは、ワクチン接種後経過日数と抗体陽性率の推移というふうになっています。図3です。

図3の横軸は、ワクチン接種経過後の日数、縦軸が抗体陽性率です。

赤が第1世代ですと、ワクチン接種から30日ぐらいたつと急激に抗体陽性率が上がって、それ以降、90%ぐらいで維持されています。

緑が第2世代以降で、第1世代と比べて立ち上がりはゆっくりとなっていて、抗体保有率も70%ぐらいまで上がって一定になるというような傾向でした。

次のページをお願いします。

2は、別の調査です。ワクチン接種適齢期調査の内容になります。

この調査は、豚熱が発生して、ワクチン接種を始めた当初、接種適齢期に関する情報が十分になかったということもありまして、県の施設などの協力を得ましてデータを取っていただきました。これは、ワクチン接種を受けた母豚と子豚のペアを追跡して調査していくというちょっと手間のかかる調査でした。

母豚と子豚についてE L I S Aと中和抗体の二つの検査を行っていただきました。今回分析した結果は、9県11農場肥育豚609頭のデータについて分析しています。

子豚がワクチンテイクをしたかどうかというのは、ア、イのところで書いてあるんですけれども、子豚の移行抗体の消失とワクチン接種後の抗体価の上昇を見て判別しております。

す。

下のグラフが、ワクチン接種時の子豚の推定した抗体価と、その接種後の抗体獲得率の推移というものをしています。

ワクチン接種時に抗体価が低いものですね、例えば2倍とか2～4倍、8倍みたいなものは、その後ワクチン接種してから抗体の上昇が割とよくて、100%に近い90%ぐらいの抗体保有率になっていました。

一方で、ワクチン接種時に中和抗体価が32倍とか64倍、あるいは128倍というものもデータの中にはあったんですけども、そういうものを見ていくと、やや抗体保有率が下がりがちで、60%～70%ぐらいのところまでの抗体の上昇率というふうになりました。

次のページをお願いします。

上のグラフは、ワクチン接種時の子豚の日齢と、接種後の抗体獲得率の推移というものを示しています。

一番抗体獲得率のよかったのは緑色の線で、これは50日齢から60日齢で接種したときのものです、追跡期間は160日まで追跡できたんですけども、抗体保有率が90%近くまで上がりました。

あとは、30日齢から40日齢、あるいは40日齢から50日齢までで打った個体であっても、80%近くまで上がっております。

次の下のグラフになります。

こちらは、中和抗体価とE L I S AのS P値の関係になります。

まず、右側の中和抗体価の方を見ていただくと、こちらの判定されたものの中では、中和抗体も低いものは確実に抗体価の獲得も陰性というふうに判定されていきました。

一方、E L I S Aの方ですけども、点線のところがE L I S A値0.1のところで、これがカットオフになるんですけども、カットオフ以下のところにも抗体獲得有りという個体も分類されております。なので、より正確に判定するのであれば、中和抗体で判定した方がいいんですけども、そのE L I S A検査を使う場合には、E L I S A値が低い場合であっても抗体を持っている可能性があるということを念頭に置きながら今後の解析とか判断をしていった方がよいかと思います。

私の方からは以上です。

○岡村課長補佐 ありがとうございます。

繰り返しなんですけれども、こういった解析結果も踏まえながら、先ほど御説明しまし

た留意事項の３点目の話ですけれども、留意事項を改正しまして、免疫付与状況確認検査の頻度を少なくとも１年に１回にするというのと、あと接種適期の調査です。改めて原則ちゃんと個別農場での免疫付与の状況、抗体付与の状況を踏まえてちゃんと接種時期を検討する必要があるんですよということを改めて通知等で周知しなければいけないと思っているんですけれども、いろいろ知見を収集するためにしていた調査についてはやめていいんじゃないかということで考えております。

以上でございます。

○津田委員長　ありがとうございました。

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等について、それから特定家畜伝染病防疫指針の留意事項の方向性案及び豚熱ワクチン接種関連のデータの解析結果について説明を頂きました。

それでは、この見直し案について審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。どなたか御意見ございますでしょうか。

小渕さん、どうぞ。

○小渕委員　今の方向性の留意事項のところで確認で、私もちょっと記憶があやふやなので確認で教えていただきたいんですけれども、免疫付与状況等の確認検査の中で、今、登録飼養衛生管理者の方が打っていただいている認定農場があると思うんですけれども、そこにやはり免疫付与状況の調査というのは義務付けられていたと思うんですが、それ年に１回でよろしかったんでしょうか、どちらかという、２回で私たち動いていまして。

基本的にうちの方はかなり発生しているので、できるだけ年に２回ということで、と畜場と農場で、一番は母豚の中和抗体価と合わせて検査を継続しているので、それはうちの家保の問題なんですけど、もともと登録飼養衛生管理者の条件の確認と、それは変わらないのかというところです。県全体とそれは違うから、このシステムを使っていない関東圏の方もいらっしゃるんで、それはまた全然別に考えていけばいいということでいいでしょうか。

○大倉家畜防疫対策室長　登録飼養衛生管理者の方に打っていただいているところは、現状のままでやりたいと思っております。

○小渕委員　分かりました。

○津田委員長　よろしいですか。

○小渕委員　もう一点聞きたいことがございます。こことはまた違う前の段階で、指針の

中の化製場の関係なんですけれども、もともとあったところなんですけれども、その理由について自分の中で整理がついていなかったんですが、豚熱でいうと、この資料4-1の7ページのところで、改正にはなっていないんですけれども、化製処理した場合、必ず焼却又は埋却することになっていると思うんですが、このすべき理由というのはどこから来ていたのでしょうか。する必要性というか、もともと焼却も埋却もできないので、化製というのを考えるのかと思うんですけれども。

化製場を持っている県はそれほどないと思うんですが、化製場はもちろんあるんですが、そこに何度かお願いには行っていて、やはりそこの経営とかもお客さんの関係でできないんですけれども、できたものを売っている中で、これを焼却、埋却でずっとそこをストップするということになりますので、病気の観点からなのだと思うんですけれども、化製をしたけれども、そのできたものは焼却又は埋却しなくてはならない根拠ってそもそも何だったのか教えていただければと思います。

○大倉家畜防疫対策室長 今、豚熱あるいは口蹄疫とかも同様なんですけれども、牛豚関係の特定疾病については、焼却若しくは埋却が義務付けられていまして、それは法律の21条だったかと思うんですけれども、焼却と埋却の義務を負った中で、ただし書で抜ける規定はあるんですけれども、そのただし書の中で、豚熱や口蹄疫と抜かれていないんです。ですので、最終的に化製処理をした場合でも、その生成物も焼却若しくは埋却をするというのは、現状の法律上は変わってございません。

今回というか、もともと指針の方で書いていた化製処理というのは、最終的に焼却か埋却かする場合の途中の減容化ですね。かなりかさを減らすための処理としての化製処理ということを想定しています。ですので、できた生成物を、飼料や肥料の原料として使うということは現在想定されておりません。

○小渕委員 では、化製場を使ったと、あと化製場にも御協力いただいても、最終的には焼却か埋却に量を減らして行うという認識ということ、そこはもう変わらないということですね。

○大倉家畜防疫対策室長 現状の法律の規定上、その考え方自体は変えるものではございません。

○小渕委員 ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにどなたかいますか。

小田先生、どうぞ。

○小田委員 資料5の4の部分で、こちら抗体保有状況調査の関係なので、国内で唯一ワクチン非接種地域の北海道しか該当しない話かなというふうに理解するんですけども、この見直しについて、今までずっと説明いただいた中では、将来的な備えという部分のコメントがあっただけで、しかるべき科学的な根拠だとか、あるいは検査手技の、いわゆる技術的な見直しだとか、そういったものがない中で、どうして今この部分の改正を行うのかがちょっと疑問だったものですから、先ほどこの説明の中では、この部分、場合によっては時期尚早という判断も含めてという意見ということでお話があったかと思うので、北海道としては、今の説明の中では、ここを今改正する必要がなぜあるのかというのは疑問なところなので、教えていただければと思います。

○大倉家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、今、豚熱自体、正常化に向けてというのは、法律指針としては大きく変わってございませんで、この先々進めていく中で、非接種地域の正常性確認の方法として豚熱、要は、ウイルス自体が本当に根絶しているのかという確認方法が現状の規定のままでいいのかどうかという検討過程で、こういう2回の検査というのも行うべきではないかということで今回御提案させていただきました。

小田先生の疑問ということで、実際この段階でやる必要があるのかということであれば、こちらの方でも、もう一度そういった旨を含めて検討したいとは思っています。

○小田委員 結論から言えば、検討をお願いしたいなということと、それから、北海道は今現状、ワクチンを打たないでの侵入防止対策中心の防疫体制強化ということで進めている中で、生産現場では防疫対策にかかる負担というのがかなり大きくなっているという状況でもありますので、こういった見直し、些細なことについても、やはり生産現場が納得してもらえるような説明という部分が求められますので、その辺含めてそういった改正の時期だとかというのを事前に協議させていただければありがたいです。よろしく願います。

○大倉家畜防疫対策室長 ありがとうございます。生産現場の納得できる説明ということで、いろいろな知見、エビデンスなども含めて修正、改正する際には御相談させていただきたいと思います。

○津田委員長 よろしいでしょうか。

今の点につきましては、修正することも検討するという事で進めたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

では、迫田さん、どうぞ。

○迫田オブザーバー 同じところの話の、資料5の4なんですけれども、そもそも理解してなくてすみません。浸潤状況調査をして、ELISAで陽性になったら移動制限がかかってしまうんですか。

何が言いたいかというと、北海道、小田さんは分かっていますが、BVDウイルスが豚に感染しても、今のELISAは引っかかってしまうんですよ。それで自粛すると、そもそもおかしいんじゃないのと、僕は科学的に見たらまず思ったんですけれども、ELISAで引っかかって精密検査をして、豚熱ウイルスの感染がぬぐえない場合は移動制限をするというところまであるのか、それともELISAで陽性だったという大上段に構えちゃっているのか、そこをまず確認したかったんですけれども。

○岡村課長補佐 現行の指針上、ELISA抗体陽性の時点で感染が否定できないということで、移動自粛を要請することになっています。

○迫田オブザーバー 分かりました。

ELISAをつくった張本人ですから、当時の技術として、間接ELISAでBVDの抗体が豚にあっても捕まってしまうELISAなんです。ですから、あくまでもそれはスクリーニングであって、抗体の質を確認するんだっただらば、交差中和試験、BVDウイルスと豚熱ウイルスを指示ウイルスに置いて、どちらの方でより高く出るかということで判定していく。これは北海道では豚にBVDウイルスが感染していたという事例は家保に報告もあるんですよ。ですので、その辺りはちょっと慎重にしないと、余計な移動制限が増えてしまうのかなとは思います。

最後に早山さんにも言おうと思ったんですけれども、この後、ELISAがアイデックスから出てきますよね。その話をすると多分長くなってしまうのでやめますけれども、日本人のELISAとアイデックスのELISAと強みが全然違うので、それぞれのいいところをうまく今後行政の方も頭に入れておかないと、ごちゃごちゃになると思います。僕はどちらのELISAも使っているのですが、はっきりしていますけれども、今のこの観点からいくと、BVDウイルスが豚に感染しても、アイデックスのELISAは引っかからないんですよ。あれは競合ELISA法なので。ほかのところとかもそういうところがあるので、そもそも言いたかったのは、ELISAだけで自粛することそのものがちょっとやり過ぎじゃないというところがあって、ここをもうちょっと精密検査というか、本当に抜けない基準というのを聞いてからというふうにしたらいんじゃないかと思うんで

すよね。そのところは多分道庁さんも家保に技術があるので、できないということではないはずだと思います。

以上です。

○大倉家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

検査法、E L I S Aの種類の違いとかも含めて正常地域で起きた場合、陽性になった場合の取扱いも含めて併せて改めて検討させていただきます。

○津田委員長 ありがとうございます。

以前、今回発生する前の完全にワクチンを使っていない時期はそういうこともあって、B V Dとの識別というのも実際行われていましたから、そういうのも含めて検討していただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

小田先生、よろしいですか。

○小田委員 今御議論いただいた移動制限の関係なんですけれども、現状では、E L I S Aの後に確認検査として血液検査やP C Rまで含めてトータルで判断するという規定になっているので、移動制限という時間的なものというのはそれほどかからないで農場への理解というのは得られているというのが今北海道の現状かなと思います。ただ、2週間となると、これはかなり農場への負担も考慮しなければなりません、また、移動制限の根拠、確か32条だったと思うんですけれども、この2週間、32条かけるのかどうかも含めて、その辺整理いただければありがたいです。よろしくお願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 そうですね。検査も1回でいいのか、2回でいいのか、空ける場合の期間も含めて、検査方法を含めた形での検討を行いたいと思います。

○津田委員長 ありがとうございます。

迫田さん、どうぞ。

○迫田オブザーバー 二つあるんですけれども、質問の方は後に言って、先にE L I S Aのところで、さっきやった続きなんですけれども、早山さんのところから出た資料7について、これまでは日本人のE L I S A一つだったので、S P値はといたら、それで全部済んでいたんですけれども、この後二つのE L I S Aというのが出てきたら、あとは県でどちらを選ぶという話に、先ほど言ったとおり、それぞれの強みによって選ぶということになります。ですので、混沌としてくるんですよね、キットは二つありますから。

データとしては、Aの県は、肥育はこれで見ているとか、繁殖はこっちで見ているとか、

ほかの県はAで全部見ているとか、Bで見ているとか、そういうことになってくると思うので、今後の動衛研としての資料の出し方と衛生課としてのその読み方というところは、事前に今後準備が必要なんだと思います。そちらの承認の時期だとかファーストロットがいつ出てくるかというのはそちらが一番知っていらっしゃると思うので。

質問は、資料3なんですけれども、素朴なところを教えてくださいなんですが、資料3の6と7の発生とかそういうことに対しては、所有者が一義的な責任がある。そういうことを今回明示する。フィロソフィーとしてはよく分かるし、それはそうだろうということなんですけれども、これを書くことによって県の方々が生産者に何を強制するという言い方はよくないんですけれども、もっと自主的にやってもらうように何が動くのか、変わるのかというのが学者には分からなかったんですけれども、教えていただければと思います。

○大倉家畜防疫対策室長 そのとおりで、フィロソフィーとしてしっかり書いてくれという、もともと県からもそういう御要望があったのですが、その用語の背景としては、現地で実際に防疫作業に当たる際に、法律上は一義的に生産者がやると書いておきながら、実際はほぼ自動的に県の方が防疫作業を開始して殺処分、それから埋却というのが行われていました。生産者からしてみても、行政任せみたいな形になってしまっているということに問題意識を持たれている県がございます。法律上の書き方と実際の現場が乖離しているのではないかと考えています。

あとは現場の実際の動きとしては、特に大規模農場ですけれども、例えば県の方でも重機のオペレーターとかを用意するというのは非常に大変でして、緊急で呼び出しをしなければならないとか、休日中にも出てきていただくとなると、そういったところの人員が足りないとかということに実際起きてございます。そういったときに従業員の方、その当該農場の従業員の方で重機のオペレーターとしてできる方がいれば、当然ながら作業要員として出ていただく、つまり、主体的に同調意識を持って防疫作業に当たってほしいというようなことが背景としてございました。あとは農場の中で実際にバックホーとかがあれば、そういった重機を供出する。全部行政が用意するものではなくて、当該農場であるものは使う、人員も提供するというのを当たり前のこととしてやってほしいという背景がございました。

○迫田オブザーバー はい、分かりました。

○津田委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

長井先生、どうぞ。

○長井委員 長井です。いつもお世話になっています。御説明ありがとうございました。

お聞きしたいんですけれども、資料3の第2－1の平時からの取組なんですけれども、この文言で、手当金が減額される旨を周知するよう追記するということで、本文の方も確認させていただいたんですけれども、これはすごくいいと思って、私賛成させていただくんですけれども、思ったのが、今まで所有者の人にこの手当金の減額についてということは周知していなかったのでしょうか。

○大倉家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

これまで周知していなかったということではなく、いろいろな場でこれまで減額された事例も含めて、減額事例は今まで全てホームページに公表してございます。特定の農場の名前は載せておりませんが、このような理由で、何%減額されたという事例については、鳥インフルエンザ、豚熱を含め全て公表してございます。

あと、我々の全国会議ですね、都道府県の家畜衛生主任者などを集めた会議の場でも、このような事例があるということを含め周知しております。

あと、疫学調査とかの報告をまとめたときに、飼養管理や不備があったという写真などを含めて、このようなものがあつた場合には減額になるので、改めて注意くださいという形でいろいろな場で周知はしてまいりました。ただ一方で、防疫指針、全体のマニュアルのようなものでございますけれども、そのようなところにも改めて記載すべきということで、今回明示したいというものでございます。

○長井委員 分かりました。ありがとうございます。これまでもしてきたということですね。そうしましたら、そうすることによって、やはり生産者の方が質問してくると思うんですけれども、その減額の基準とかそういったことを聞かれた場合は、どのように答えるかお考えはないでしょうか。

○大倉家畜防疫対策室長 これは家畜伝染病予防法、法律の中で手当金を交付する場合、その発生予防、蔓延防止のための協力に応じて、全部又は一部を交付しないことができるという規定にも基づいてございまして、その交付する際の減額の割合については、専門家の意見を聞くということが規定されてございます。何%減額するのかということについては、専門家の議論を踏まえて、これまでの家保の事例とかも踏まえた上での検証をして決定してございます。

○長井委員 分かりました。項目としては、やはり早期通報とか、そういった遅れというのはすごく、私、ウイルスをやっている者として、これ天文学的な数字で増えてくるので、通報はとにかく早くしなくてはいけないと、そういったところにつながればいいと思っていますので、これは本当にいいことと思います。ありがとうございました。

それからあと二つぐらいあるんですけれども、今、迫田先生が質問されたことと一緒になんですけれども、ちょうど資料3の第7で、一義的な所有者の負担というのは、これお金のことじゃないかなと思って私聞いていたんですけれども、例えば重機借り上げとか一義的には生産者から重機を借り上げる負担金、お金、そういった解釈かと思ったんですけれども、そういうことなのでしょうか。

○大倉家畜防疫対策室長 作業の労働力ですとか重機、機材の提供というものの以外に、おっしゃるとおり費用負担の面もございます。極端な話をすれば、所有者の方が自らやった場合は、もちろん自らその費用も負担いたします。労力の面だけではなくて、自らやれるのであれば、国費を出すのではなくて、所有者自らが実施していただくということは、極端な例としてはございます。ただ、今実際、畜産の現場、これだけの大規模化している中で、所有者の方だけで防疫作業ができるというのは、現実的ではございません。

それから、所有者のためにというよりは、我々は実際、法律の考え方としては、発生農場の周辺にいかに広げさせないかという、第2、第3の続発事例をつくらないための蔓延防止で迅速な防疫措置を行う必要があるとしてございます。ですので、所有者の方のみの防疫措置となると、現実的には何か月もかかってしまうような大規模な発生というのはございますので、そのようなことをやっている間に周辺への蔓延リスクを高めてしまうというようなことがないように、実際には都道府県が代わって実施しているという状況でございます。

ですので、極端な話、費用負担を含めて、生産者の方になるんですけれども、現実的にはないので肩代わりして県、国での負担を行っているという状況です。

○長井委員 ありがとうございました。

最後に一つ、資料7、これ早山先生に質問すればいいのかなと思うんですけれども、いろいろな豚のパターンで、日齢とか接種時期とか、それから第2世代、第1世代で普通に接種後の抗体がばらけるというお話よく分かったんですけれども、これまで92例起こった中でも、ワクチン接種後というのも多くあったと思うんですが、その発生した農場はどういったステージの豚にウイルスが入ってきて、その豚がどのくらいの抗体価を持っていた

とか、それが第1世代、第2世代だったのか、そういった情報というのはあるのでしょうか。

○早山委員代理 早山です。御質問ありがとうございます。

今までワクチン接種農場で起こった発生事例というのは、ほとんどがワクチンをまだ接種していない離乳豚での発生が多かったです。あるいはワクチン接種してもまだ間がない、1週間もたっていないような個体が多いところで発生してきました。

○長井委員 分かりました。ありがとうございます。

データを見る限り、やはり出荷までテイクしない豚もいるということで、そういったことがあるから、発生農場では、ワクチンを打っていても全ての豚が疑似患畜になってしまうというふうな理解をしているんですけれども、そういった穴を埋めるようになれば、殺処分をしなくてもいいような状況になるのかなと思いますので、こういった調査というか接種時期のそういったことというのは、また継続して何か情報をいただけたらと思います。ありがとうございました。

○津田委員長 ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

日高先生、どうぞ。

○日高オブザーバー 先ほど、専門家で手当金が減額される云々ということがありますよね。専門家というのは、どのような方が専門家で判定するのかというのが一つです。

それと、例えば発生の報告が遅れた場合、前もありましたけれども、PRRSの感染によって似たような症状が出て発生が遅れて、管理獣医師の人に対しての責任というのを農水の方が追求したことがありますよね。そういう場合の、やはりほかの病気との関連性でどうしても見逃されたとき、この前の栃木も、確か病理鑑定をしたときからの発生でしたよね。だから、そういうことがいろいろあるということの中で、やはり減額の問題というのはなかなか判断が難しいと思うんですけれども、その辺りについて一言です。

それと、この7番です。もしこれ養豚農家自体が、所有者が一義的な責任を有しているということが書いてあるんですけれども、もし養豚農家が自分たちでやるよと、極端な話ですが、そういうことが起こる可能性も、ないとは思いますが、この文章から見ると、そういうこともできるということですよね。そうなった場合、先ほど室長がおっしゃったように、防疫終了が遅れてくるということがあるからですよ。だから、確かに言われることはよく分かるんです。やはり所有者が責任を持ちなさいというのは分かるんです。

けれども、殺処分のこの行程の中で、こういう文言があった場合のものはいかななものかなと思うんです。やはり防疫というのは、これは国が責任を持ってやらなくてはいけないわけですね。ですから、そこ辺りというのはもうちょっと書き方があるのかなという気はするんですけども、いかがでしょうか。

それともう一つ、今の早山先生の話の中で、ワクチンを打って端境期にあるやつと、未接種の豚で発生が起こっているということであったんですけども、そうなる場合には、例えばそれ以外のワクチンを接種してある程度の免疫ができた豚の殺処分というのは免れると早山先生はお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

○大倉家畜防疫対策室長 そうしましたら、最初の2点の御質問だったかと思います。

1点目が、手当金の審査についてということと、その中で通報の遅れなんかをどう判断しているかということかと思います。

それについてですけども、専門家の方、別に固定しているわけではないんですけども、広く生産サイドを承知されている方ですとか、あるいは法律家の方ですね、弁護士の方とかにも入っていただいて御意見を頂いてございます。あとは、家保の事例を参照するというのが一番大きいかと思っております。

それから、通報の遅れについてどう判断するかというのは、確かに難しい面がございまして、ほかの病気を疑っていた中で、結果的に通報遅れだったということは、これまでも鳥インフルエンザを含めてかなり事例としてはございました。豚は特にワクチンを打っている中での通報ですので、症状が見えにくいという状況もございます。そのような中で、PRRSですとかサーコウイルスという通常のウイルス性疾病を疑って、家保への通報が結果的に遅れていたという事例は確かにございました。

ただ、我々も手当金減額を決める際に決め手となるのは、結局、普段と明らかに違う兆候が出ているかどうかということと、それを農場主の方がいかに認識していたかというところは重要だと思っております。

個別事例についてはなかなか申し上げることはできないですけども、何か死亡が続いて病性鑑定依頼に出していたとか、あるいはほかの獣医師の方に御相談されているだとか、その時点で何らか豚熱を含めた疑いをすべきであったと思われる起点というのはございます。そのような、この段階で普段見ているような病気とは違いうだろうということを何らか認識できたのではないかとと思われる起点をいろいろなヒアリングですとか死亡豚や病性鑑定の記録なんかをたどって判断させていただいております。

それから、この所有者が第一義的責任を有しているというところでございますが、これは令和2年の法改正のときに、家畜の所有者が行うべき責務と所有者の責務ということが盛り込まれて、それと同時に、次の項目で国、それから公共団体の責務という条項も加わってございまして、それぞれが行うべき役割、責任というのが法律上も明確化されたというものでございます。それを改めて指針の中にも反映させようということでございまして、あとは、その背景は先ほど申した、県からも、行政任せではなく、まずは所有者の方も主体的に防疫措置を考えてほしいという背景もございました。

実際、極端な話では、本当に自分でやってしまうということも、少頭数の場合は可能性としてはございます。ただ、やはり通常の畜産をやられているとなると、所有者のみの防疫措置というのは、ほかへの蔓延リスクというのがどうしても高めてしまう可能性が高いので、実際には県の方での防疫作業を行うという形になってございます。なので、この点については、法律上の事項、各者の行うべきそれぞれの責務というものを改めて指針の中にも反映させていただいたというものになります。

3点目については、早山先生、お願いできたらと思いますが。

○早山委員代理 3点目に関してなんですけれども、今までの発生農場に関する疫学調査の結果、詳細については農水省のホームページに載っております。

発生すると、その農場内の発生豚舎だけではなくて、そのほかの豚舎のPCRの検査とELISAの検査もすることになっています。

今までの多くの事例ですと、離乳豚で発生したようなところだと、離乳豚でのPCRの陽性というものが多く認められています。そして、たまに肥育豚でも、1頭とか2頭なんですけれども、感染しているのも見つかったりもしています。ただ、繁殖豚に関しては、感染しているのはなくて、きちんとワクチン接種して守られているというようなケースがほとんどでした。

これは個人的な私の意見になるんですけれども、全国的に豚熱のワクチン接種が行われているような状況下で、そして発生も、ワクチンをまだ打っていない離乳豚とかそういうところに限局しているのであれば、そこだけ部分的に殺処分するというような方向についても検討するという方向に持っていった方がいいのではないかなと個人的には思っています。ただ、それを実際の現場でオペレーションするに当たって、ほかの豚舎に蔓延させないように、ある一つの豚舎だけ殺処分をすることが対応可能なかどうかということも検討していかなければいけないのかなと思います。

あとは、農場での負担、殺処分への負担を減らすということで、農水省の方でも分割管理という方法を導入したと思います。これによってうまく分割管理ができるような状況であれば、殺処分の負担というのを減らしていけるのかなと思っています。

私からは以上です。

○日高オブザーバー もう一つ、今先生がおっしゃいました繁殖豚でほぼワクチンテイクしているという話だったんですけれども、そこ辺りで、例えば繁殖母豚だけ残して、何か月後かに再び母豚だけ残して再開するということは可能だと考えるんですか。

○早山委員代理 それは状況にもよると思いますけれども、きちんとワクチンを打っていれば母豚は守られているのかなと、今までの事例を見る限りでは思います。ただ、私だけじゃなくてほかの養豚現場の先生であるとかワクチンの開発された先生であるとか、そういう方の意見も聞いて話し合っていた方がいいのかなと思います。

○津田委員長 よろしいですか。

○迫田オブザーバー 追加で、学術的なところになるので、まず母豚というか全ての豚がそうなんですけれども、ワクチンを注射して中和抗体価がワクチンで32倍以上であれば、その豚は、いわゆる感染防御並みの免疫を持っていると、これはもう教科書に書いてあります。ステライジングイミュニティって無菌免疫というんですけれども、ちゃんと書いてあります。ただ問題は、母豚にお腹に子供いなかったらいいんですけれども、要するに胎児に行く、要するに、BVDでいうところの持続感染豚、持続感染牛みたいなことがあるので、妊娠頭については、そのお母さんは大丈夫かもしれないですけれども、子供の赤ちゃんが、後から生まれてくる、また胎児への感染というところまではちょっと危ないと思うんですよね。ですから、技術的にはですよ。行政でどう判断するかは別ですよ。技術的には、発生したとしてもちゃんと、いわゆる6か月後とかの追加接種をされていて、32倍ぐらいの抗体がある母豚については、人工流産をかけて、母豚だけを別の同じところに置いておいて、全部きれいにしてからぽっと入れても、ウイルスの次の汚染源には学問的にはならないです。それが実際に行政的な法律としてできるかどうかはまた別ですけれども。

以上です。

○日高オブザーバー 今、国の方は農場分割とかというふうにして残るような話をしているんですけれども、私、養豚場をやっていますが、やはり全頭殺処分されるよりも、今、迫田先生がおっしゃったような感じで母豚だけでも残しておれば、次の再開したときのサイクルは違ってくると思うんですよね。ですから、国は発生した場合には全頭殺処分とい

う方向でやっているんですけれども、やはりワクチンがある状態のCSFの考え方というのを、全頭殺処分じゃなくて、これから先考えていく時期に来ているのかなということは感じます。

ですから、今、北海道と九州で残りの半分ぐらいの豚がいるんですけれども、もし九州ですずっと南下してきた場合、やはり豚の全体が殺処分されていくと、なかなか今の、それだけでなくも自給率が50%を切っている状況の中で、なかなかこれから先供給していく。鶏の場合は、鳥インフルエンザで去年、一昨年か、あれだけ卵が大変になりましたけれども、鶏の場合は豚よりも回転が早いから回復はするだろうけれども、豚の場合は、やはり回復するのに3年ぐらいはかかりますので、そこを含めた、ワクチンがある中の全頭殺処分がいいのかということをややはり国の方も考えていってもらいたいということで先ほどのような質問をしたわけなんですけれども。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。日高先生、直接生産されているお立場での御意見ということなので、非常に我々も実感を持って受け止めさせていただける御意見だったと思います。

それから迫田先生、学術的な情報ということで御提供いただきまして、ありがとうございます。

豚熱をどうしていくのかということは、これは多分皆さん同じ意見、どの方の意見を聞いても同じだと思うんですけれども、この先やはり豚熱については、日本は清浄化を目指すんだという方向性について恐らく皆さん異論はないと思うんです。今のまま、病気に付き合っていくまいしょうかという話には恐らくならないと思います。

実際にせっかく一生懸命頑張って、例えば一部ではありますけれども、輸出を頑張っている人たちが、今の現状では輸出もできなくなっているというところもあります。そのような人たちからしてみてもそうだと思います。そういうことだと思うので、この豚熱の病気と付き合っていくという方向では恐らくないだろうと、我々もそう思っていますし、生産者、関係者の皆さんもそうだと思います。

では、きれいにしていく方向性としてどのように考えていくのかという中で、おっしゃられるような、最後はきれいにしていくんだけれども、途中の段階でどのような措置を取るのか、分割管理によって殺処分の影響を減らしつつ進めていくのか、あるいは技術的に裏打ちできるのであれば、部分殺をしていくと、こういう方法を取るのかというのは、最終的な清浄化にどのように我々が到達していくのかというような中で、技術的な進展、こ

のようなものも踏まえて考えていくべきことなのかなというふうに思います。

迫田先生のおっしゃられたことを一部分だけかじるようで申し訳ないんですけども、32倍のステラライジングイミュニティの話であれば、では、全ての母豚がそういうふうにきれいに32倍を取れるのであれば、そういうことかもしれないけれども、これは昔からずっと我々も説明しているし、そういう観測もあると思うんですけども、必ずしも全部の豚がワクチンテイクし、免疫を獲得していくというのを100%求めるのもできないというところもあると思います。そういう中からいろいろなことを考えて、最終的にはどうしていくのかということを見据えつついろいろな議論をしていく必要があるのかなと思います。

あと、それから、日高さんおっしゃられるように、日本の養豚3分の1、おおよそ3分の1が存在する九州においての豚熱というものは、もちろん考えていかなければいけないんですけども、我々、その前の段階で、とにかく南におりないようなためにはどうしたらいいのか、豚に入らない、この状態を保っていくのはどうしたらいいのか、これをまず考えるべきだというふうに思っていますので、それをしっかりやりながら、その中で将来的にはきれいにしていく方向性を見据えつつ、今のような議論を関係者の皆さんとやっていければいいかなと考えているところです。

○津田委員長 ありがとうございます。

様々議論があるんですけども、今回の審議につきましては、特定家畜伝染病防疫指針の見直しということですので、これについて絞って、取りあえず議論したいと思います。その後、将来的にこの豚熱をどうしていくかという話はまたいろいろな局面が出てくるとは思いますけれども、切りはないと思いますので、別のところで議論していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

嶋田先生、どうぞ。

○嶋田委員 ありがとうございます。今のこれまでなかった踏み込んだ議論というのを、今後どんどん展開できればいいなと思いながら聞いていました。ありがとうございました。

ちょっと先ほどまでの話につながるんですけども、どのタイミングで今回話をしようかなとは思っていたんですが、資料5の3です。免疫付与状況の検査とか、あと早山先生からの話と関連するかなと思ひまして発言させていただきます。

九州の状況についてなんですけれども、臨床獣医としての立場からの説明にはなるんですが、今現状、九州は、先日の佐賀のイノシシの件もありながらなんですけど、第1世代からの子豚肉豚のみという状況です。第2世代の繁殖豚はまだいないという状況なんですけど

れども、我々は先行して接種されていた本州などの県の情報などから、移行抗体がこれらの世代については非常に高いことを想定して接種プログラムを組むというか、農場とコミュニケーションを取りながら接種を進めていました。

具体的には、それこそ50日前後とかそういったケースが多かったかなと考えていますが、最近、私が診療している宮崎県の家畜保健所さんとかと意見交換している中で、我々が巡回している農場の母豚の中和抗体、宮崎県さんは結構積極的に調べられていまして、その中で、我々が聞いていた本州の情報よりも非常にピークが低いというか、中和抗体のピークは128倍ぐらいのような感じで、我々が知っていた情報よりもちょっと低いです。

これを受けまして、接種適正日齢を、適切な日齢を設定するために、とにかく子豚の免疫の穴を埋めたいというのがあるので、今前倒しをしている状況です。ただ、とはいえ第1世代の子豚だしということで、早めることの心配もあるんですけども、現状、かつての情報を基に50～60日で打っていらっしゃるところも、今では、ほかの県も含めて九州内は多いんじゃないかなというふうに思っています。

こういった状況についてなんですけれども、国の事務局と九州の各県との情報共有とか、あと、これに対する対処とか、そういったものをすべきなんじゃないのかなと思っているんですけども、今の現状こういった状況を教えていただけるとありがたいです。

○大倉家畜防疫対策室長 嶋田先生、ありがとうございます。九州のおっしゃっていた状況、よく理解できました。

確かに移行抗体が高い時期、高い世代であるということで、50日齢ぐらいということで、まだピークが意外に低いという情報を御存じないところもあるかと思います。ただ、これもやはり農場ごとに状況は異なるかと思うので、できれば、農場ごとの免疫付与状況の調査結果を踏まえた上での個々の指導ということをしばらくやっていくしかないかと思っています。

ただ、嶋田先生おっしゃったような、当初想定したものと意外に違うというような状況とか、そのようなものは特に、できれば家保でそういう情報を持っているのであれば、九州は九州の中で、家畜衛生のネットワークもありますし、あるいは今ちょうどやっている時期ではあるんですけども、家畜保健衛生上の業績発表というのをブロック別にやって、最終的には全国でも家保の業績を共有する場というのもございます。そういった情報を、また、別に業績発表会議を待たずとも、家保で集積した情報を我々の方に提供いただければ、それを更に現場の方に周知する、フィードバックするというようなことも可能かと思

ってございます。今現状はそういったリアルタイムで家保からの情報というのはいただいているものではございませんし、我々の方で情報を把握できているものもないので、そのような情報があれば積極的に提供いただいて、それをフィードバックするというのも考えたいと思います。

○嶋田委員 是非お願いしたいなと思いますし、宮崎の家保の方とかには相談をしてみたいなというふうに考えています。

繁殖豚がいる農場は、ほぼ全戸で中和抗体まで検査されているようなので、非常にそんな情報が多いんじゃないかなと考えておりますので、是非今後継続して、今から九州各農場はリスクが高まる可能性というのが出てきましたので、是非進めていきたいなと思います。ありがとうございます。

○津田委員長 嶋田先生、ありがとうございました。

小渕先生、どうぞ。

○小渕委員 今、宮崎の方たちも、ワクチンの抗体をすごく気にされてたくさんの検査をやられていると思います。私たちもそうだったんですけども、今も継続して発生、9例発生している県ですので、また、私も一番発生している家保ですので、先生方もたくさんの採血をして、母豚、またE L I S Aで陰性のも必ず中和抗体等で確認するようにしています。

ただ、実感として、これ農家さんもあるんですが、ワクチンをどんなに頑張っても守り切れないというのがイノシシに入ったときの状況です。やはり発生農家さんも再開されておりますが、毎週のように自分のすぐそばの捕獲イノシシの血液でウイルスが確認されておりますので、ワクチンだけでは守り切れなかったというのが、その接種の仕方等を更に検討することはずっと継続してあるんですけども、それが一番、多分関東で発生した県の今感じていることではないかと思いますので、まだ佐賀から広がっていない状況なんですけれども、かなりリスクはどんどん高くなってくるかと思いますので、そこが一番重要なのかなというのが実感です。

先ほど他の先生からあったように、そしてお答えがあったように、私としては、農場が汚染を広げるということよりも、真っ黒な環境の中で飼い続けなくてはならないという状況で清浄化するということは、農家だけではどうにもならないと思っていますので、それがA S Fに対しても守り切っていかなくはいけないというような認識ではあります。それは私たちよりも農家さんが一番感じていることではないのかなというのがうちの県の方

の実感になりますので、情報になりますか分からないんですけども、一応お伝えしておきます。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。この特定指針の見直しにつきまして、更に追加の御意見等ございましたらお願いします。よろしいですか。

そうしましたら、今回の諮問事項であるこの見直しについては、この審議を踏まえまして、先ほど議論にもありましたけれども、修正するところにつきましては、事務局にて修正し、修正文については、これは私の方でいいのかな。

○大倉家畜防疫対策室長 そうですね。指針本体について大きな修正がないかと思っております。留意事項の方は改めてございますけれども。

○津田委員長 そうですね。留意事項の方の修正だったらいいかと思しますので、それにつきましては事務局で修正しまして、あとは委員長の私の方に御一任いただきまして、本委員会としては了承したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。ウェブの先生方もよろしいでしょうか。

よろしければ、そういうふうに処置したいと思います。ありがとうございます。

それでは、この後の進め方について、事務局の方からお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 指針と留意事項と併せて御議論いただきましたけれども、今後の進め方について御説明いたします。

本日、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、指針の本体につきましては、一部改正の内容につきまして、これから都道府県の意見照会というプロセスと、パブリックコメントを行うことになってございます。また、そこで出た御意見も踏まえまして、必要に応じて、小委員会の先生方に改めて御意見を伺う機会がございます。その場合には、またよろしくをお願いしたいと思います。その後、津田委員長と御相談の上、防疫指針の改正案をまとめた上で、家畜衛生部会への御報告という手順を踏みたいと思います。

その都度、また御相談させていただくことはあるかと思っておりますけれども、その際には、どうぞよろしくお願いいたします。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の予定された議事は終わったと思いますが、議事全体を通しまして委員の皆さんから御意見、御質問等ありましたらお願いしたいと思います。

せっかくの機会ですので、先ほどから、豚熱についてはかなり深い議論がされているんですけども、それ以外でも、議事と関係ない内容でも結構ですので、皆さんから何かございましたらお願いいたします。

迫田先生、どうぞ。

○迫田オブザーバー このタイミングがいいと思って。嶋田さんのさっきの質問で、宮崎だと第1世代が128で、これまで聞いていたよりも低いぞというところなんですけれども、まず、もうすぐ論文も出るんですけれども、岐阜なんかでも本当に第1世代の、いわゆる中和抗体の山が一番右に寄るまで1年ぐらにかかるんですよ。

何が言いたいかというと、今6か月ぐらいですか。

○嶋田委員 10月に打ったからですね、去年の最初は。

○迫田オブザーバー まだ1年。だから、データとしては多分半年ぐらいのデータだとすると、一度まだもうちょっと右に寄りかけの途中で見ている可能性があるということが一つ。岐阜なんかも最初の半年、その後、一回右に行って、第2世代が出てくると、だんだんこう行くということがあるので、そのところが一つ。

あと、中央値の128がもし右に行ったとしても、うちの県は何で低いんだということだとすると、それは多分PRRSだとかほかの感染症がどれだけその地域で浸潤しているかということによります。例えば東海圏でもそうでしたけれども、県であつたり農家によっても全然その状況が違うので、それはこれまでの北関東のノウハウ等も含めて、九州では精査してもらいたいと思います。

あと、これはこういう会であれなんでしょうけれども、宮崎って比較的情報が、嶋田先生みたいな立場のところにまでちゃんとおりているみたいなんですよね。僕、先週、鹿児島に行って生産者の方の会に行ったときに、県によっては九州の中でもかなり、県がやってくれることと開示される情報に格差があるという言い方はあれでしょうけれども、量的な、質的な差があるみたいなんですよね。もちろんそれは国から言えることじゃないかもしれないんですけども、現実、生産者の方からすると、県をまたぐとこんなに状況が違うのかみたいなのはあるみたいなので、やはりそこをうまく調和というか、九州は一つだというような感じでもっと動くようにできませんか。

○大倉家畜防疫対策室長 ありがとうございます。生産者までの情報の行き渡り具合とかまで我々の方で詳細に把握できていない部分はあろうかと思います。できるだけ情報格差がないような形で、我々としては、全国であつたりブロック別であつたりの情報共有の機

会というのはできるだけ活用しながら情報共有をしているつもりではあります。それから、日頃も通知、事務連、メール、いろいろなツールを使って各県との情報格差がないようにというのは気を使ってはいるものの、特にリアルタイムに現場から発信される情報を還元するという点では、先ほどの抗体の話もそうですけれども、なかなか機動的に末端まで一律に行き渡るといえるのはできていない状況はあろうかと思います。それなるべく県の方で気をつけていただきながらやっていきたいと思っています。

ただ、一方で、これは県それぞれの事情にもよるんですけれども、やはり家保の職員当たりの農家戸数の違いとか、現場でもどうしてもそういったリソースの問題というのは若干ながら出てきてしまいかねない状況でございます。

それから、豚だけではなくて当然ほかの疾病の対応とかも家保職員はやらなければいけない中で、そういうほかの畜種の農家さんの数の格差というのは、九州の中だけでもかなりございますので、そのような現場の負担というのはどうしても出てきてしまう部分はあるかと思いますが、一方で、特に家畜衛生の情報については、農家さんにとっては格差があってはならないことかと思っておりますので、できる限りの調和といいますか平準化というのは、我々の方もできることは考えたいと思っています。

○津田委員長 呉先生、どうぞ。

○呉オブザーバー ありがとうございます。

26年ぶりの豚熱発生のおきからずっと直接的、間接的に携わってきて、小渕先生のお話が正にそのとおりだなと思っています。

ワクチンの接種タイミングは大事ですけれども、片や、深井先生の試験結果で移行抗体ではほとんど守れない。GPマイナスに対しては32倍だというのがあられるかもしれないけれども、今般の岐阜株といいますか日本の株と違うというのがありますから、移行抗体で守るということは違うというのはかなり認識が広まっているかなということを考えると、やはり防疫とワクチン、もう言われているとおりなんですけれども、そこでまだ広がっていない九州なんかも含めて、もう一度仕組みも含めて豚の移動とか豚舎間の通路とか、そういうものも含めて対策をしていかないといけないと思います。あとは当然イノシシは入らないように柵はみんなやっていると思うんですけれども、小動物も非常に重要だということを感じてきていますので、そういういろいろな情報も含めた中で、バイオセキュリティ、飼養衛生管理基準に行き着くよねということは思っていますので、今日のいろいろな議論を聞いていても、情報をしっかりしなければいけないということは痛感しました。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

今、豚熱の話とかアフリカ豚熱とかの話で、どうも単なる家畜の病気という話になっているんですけども、先々週ですかね、九州の方ではイノシシの対策として、農政局を含めて九州各県の猟友会、あるいは環境部局の方々を集めたウェブ会議を開いて、豚熱、アフリカ豚熱に対して、登山とか狩猟関係の方々の意識をいかに高めるかという話をやっています。口蹄疫のときもそうでしたけれども、当初、宮崎で口蹄疫のときなんかは、「口蹄疫は人にはかかりません。」だから関係ないみたいな話だったんですけども、あれだけ社会的、経済的に大きな被害が出てくると、やはり家畜の病気として無視するわけにいかないという機運が出てきて、やはり一般の人でもちゃんと消毒槽に入ろうとか、あるいは消毒マットを敷こうというふうになっていきました。そういった社会全体的に家畜の病気というのは関係ないじゃなくて、自分たちも一部として捉えてくる人たちが増えてくれば、全体としては環境中のウイルスの量とかも減っていくのかなと思います。そういったことで、ここは牛豚小委でそういった生産者の方とか獣医関係の議論をするんですけども、こういった意識を外にも広げていくのが大事かなと思っています。実際九州の方では、動物衛生課の先生が、農研機構の先生も含めていろいろな努力をして、そういった活動がされていますので、その辺も含めて新しい展開になっていけばいいかなと思います。ありがとうございました。

○津田委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

嶋田先生、どうぞ。

○嶋田委員 すみません、最後の方で。

迫田先生が少し掘り下げてくださいましたので、少しだけ情報提供としてなんですが、私が宮崎県さんから伺っている情報になりますが、接種後の経過日数ごとでも分けて検証されているようです。ただ、頑張って検査した分、そんなに日数がたっていないんですけども、150日を超えて免疫付与状況検査をした分と、それこそ3か月ぐらい、90日前後から150日以上という形でされているんですけども、若干右寄りにはなる程度かなという感じです。それこそ、先生おっしゃるように、これから1年とかどうなるか継続してやってみたいなと思ったところです。

それと、PRRSについても、家保さんが農場に聞き取りで陰性、陽性ごとに分けて見ていらっしゃるんですが、一応陰性農場の方が若干抗体が高い傾向にあるかなぐらい、その

程度みたいです。非常に明確な差があるというような状況ではなさそうです。

あともう一つが、これもちょっと気になったんですけれども、九州は生産者の方が接種するようになっているのが本州との違いというのはあるんですけれども、防疫員の方が打つ場合と、生産者の方が打たれた場合の差も見てみたらしいんですけれども、そこについても差はなかったということでした。

一応情報としてお伝えしておきます。以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。そういった情報を、家畜保健所の管轄だけではなくて、ほかの課、ほかの県も含めて情報共有していただけたらと思いますが、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

○岡村課長補佐 動物衛生課の岡村です。

さっきの話に戻るんですけれども、都道府県間で情報格差があるみたいな、そういった話の是正策にもなり得るようなこととして、我々は既にというか最近やったことを紹介したいんですけれども、先ほど室長の大倉からもありましたけれども、都道府県で業績発表会というのをやっているんですよ。普段から取り組んだいろいろな業務の成果を都道府県で報告する。その中には、ワクチンの打ち方を検討したみたいな、そういうのも当然あります。

その都道府県の業績発表会の詳しい情報を取りまとめたものを、各都道府県がホームページ上に掲載していたりするんですよ。していない県もあるんですけれども、している県もたくさんあります。

我々、各都道府県が公表している都道府県業績発表会の詳細な情報が載っているページへのリンクを集めたリンク集を、農水省のホームページに最近作りました。全ての都道府県なり臨床獣医師さんなり、更には農場の方にも結構参考になったりすると思いますので、我々としては、そういった取組も進めていきたいなと思っています。

○津田委員長 このようなものを見てくださいと、どこかでPRしているんですか。

○岡村課長補佐 まだ最近作ったばかりなんですけれども、これからいっぱいアピールしていきたいなと思っています。今、各ブロックで家畜衛生主任者会議やブロック業績発表会とかやっていますけれども、そういった場でもアピールしています。

○津田委員長 生産者の方も含めてアピールした方がいいかなと思います。

よろしいですか。ほかにございますか。

日高先生、どうぞ。

○日高オブザーバー 家畜衛生部会もそうなんですけれども、海外から輸入する場合も、各国からのやつを審査しますよね。あれを見ると、結構やはり、日本でいうと県から国までの流れというのがすごく、どこの国も明確に書いてありますよね。それから考えると、日本がもしそういうのを外国に出したとき、果たしてそこ辺りの体制というのがうまくいっているのかなというのをちょっと疑問に感じるんですけれども。日本がどこかに対して、例えば何かを輸出するというときに、アメリカなんか、日本はこういう体制でやっていますよというときに、ゴーサインが出るのかなと不安に思うんですけれども、課長、いかがですか、その自信というのは。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、我々も海外の畜産を輸入するときにリスク評価で基礎として大事なものは獣医の組織体制というものを評価するということで、もちろんそこは注目してちゃんとやるんですけれども、海外で逆に日本を評価するときにも、そこはもちろん見られています。

例えば、ある国が輸出する日本を評価するときには、日本の現地調査に来ていて、ただ単に農場だとかと畜場だとかそういったところだけではなくて、今言われたような、言ってみればチェーン・オブ・コマンドですよね、組織の体制が中央から地方、そして実際の生産現場までどういうふうにつながっているのかというものもきちんと体系的に評価をされていて、それを受けた上で輸出ができるようになっていますので、そういう面でも評価されている体制だとは思っています。

また、個別の農家、個別の国だけではなくて、国際組織であるWOAHが、各国の獣医組織の評価というのをやっています。日本はこれもう既に受けていて、その後、受けた評価の中で、一部弱点と言われている部分はあることはある。それは、診断をする診断ラボの体制というのは少し改善の余地があるのではないかというのはありましたけれども、全体的な獣医組織について、日本の評価というのは非常に高いということから、私としては、日本の組織体制は、もちろん今にあぐらをかくということではありませんけれども、国際的に見て十分な組織体制になっているというふうに評価していいと思います。

○津田委員長 よろしいですか。

どうぞ。

○迫田オブザーバー 1個前の岡村さんのところなんですけれども、あれ非常に重要なこ

とだと思うんです。豚熱の問題で言えば、東海圏から同心円状に問題が、同じ問題が順番に來ているんです。それが今九州にたどり着こうとしていて、東北にたどり着こうとしている。東海圏の人たちだったら、そんなの知っているよということを九州の人たちは情報としてまだ知らないというのがやはりあるんですよ。それは、調べればあるのかもしれませんが、そのときのそれぞれの危機意識の差の中で漏れていることはあるんですよ。だから、そういうのを振り返るという意味でも、県の人からすると、業績発表会で発表するということがミッションコンプリートだと思うんです、県としては。だけど、本当に横のつながりをしっかりとしないと、これからの感染症の対策として情報をしっかりと横にくし刺ししている。最終的にはそれを国が全部吸い上げられてしまうことになるじゃないですか。

例えば茨城の86例目は、実はPCR陽性だけれども、分離できないということも、過去の業績発表会にはちゃんと出ているわけですよ。だから、そういうようなところを国からお願いもそうなんですけれども、これ県と県の間、あと生産者とかの方からも、もっと情報を、自分たちの生産者のため、自分たちの県のためだけじゃなくて、日本全体のためにもっとみんなで情報共有しようよというのは、やはり現場にしかデータがないと思うんですよ。僕自身も県の人たちからいろいろ話を聞いて、そうなんだと勉強させられることが多いので、もうちょっとそういうところを上からのお願いと、現場の、今日、生産者に近い方もいらっしゃると思うので、両方からもっといい意味で盛り上げていけるといいなと思いました。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

とにかく生産者の方々と国と県もそうだけれども、逆に生産者の方から家保とかそういったところとの連携もきちんと取っていただければと思いました。

ほかにございますでしょうか。ないようですかね。

それでは、この辺で議論も尽きたと思いますので、打ち切りたいと思います。

それでは、本日の議題は終了いたしました。

ここで進行を事務局の方にお返しします。

○大倉家畜防疫対策室長 津田委員長、ありがとうございました。委員の皆様も、本日は長時間にわたりまして御議論いただきまして、ありがとうございました。

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等については、今後、都道府県への意見照会と同時

に、30日間のパブリックコメントを実施する予定でございます。その結果を踏まえまして、また必要に応じて小委の先生方に御意見を伺った上で、津田委員長と御相談し、防疫指針の改正案を取りまとめたいと思います。その結果、また取りまとめた案を家畜衛生部会に御報告ということで答申を得るということを考えてございます。

委員の皆様方におかれましては、引き続き御指導、御協力のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは最後に、動物衛生課、沖田課長より御挨拶申し上げたいと思います。

○沖田動物衛生課長 本日は長い時間にわたりまして熱心な御議論を頂きまして、本当にありがとうございます。

今日議論いただいた特定家畜伝染病防疫指針の改正につきましては、所定の手続を踏んで改正を進めていきたいと思っています。これによって、我々、この病気に対する対処のツールを手にするということでございます。そのツールをしっかりとアップデートして、いいものとして準備をしていきたいと思っています。

この後、家畜衛生部会での答申ということを目指して進めていくということでございますので、また引き続き皆様の御協力を頂きながらやりたいと思います。

また、特に今日議論しました豚熱につきましては、まず足元では、感染をとにかく拡大させないということが重要だと思っています。九州においては、佐賀で発生したのも、そこから先いかに広げないかということ、そして、もちろん本州、ほかの地域においても、例えば岩手に広がっていくということがありましたら、これをいかにストップするのか、課題はたくさんあります。イノシシに入ると難しいという御議論も今日はありましたけれども、そういった課題も踏まえながら、どうやって対処していくのかということも、また専門家の皆さんと議論をしながら考えていきたいと思っています。もちろんやるべきこと、水際であるとか飼養衛生管理であるとか、そういったところについてはぬかりなく対処していかなければいけないと思っていますけれども、その中でどういう方向性を持つていくのかということもしっかりと議論していきたいと思っています。

本日はありがとうございました。今後とも御指導、御協力のほどよろしくお願いして私の御挨拶としたいと思います。

どうも今日はありがとうございました。

○大倉家畜防疫対策室長 それでは、これをもちまして第98回牛豚等疾病小委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 5 時 3 3 分 閉会